

■2007.1.15 We Believe 1月号 The提言 構想日本 連載35 新春対談 日本文化の心と礼法 日本なら日本独自の文化があるはず 櫻戸二幸 文化を日常生活に引き戻す必要がある 加藤秀樹 ■1.19 中部経済新聞 経済私評 美しい国の中身 ■1.20 高知新聞 経済私評 美しい国の中身 ■1.23 中国新聞 双眼鏡 国際ルール導入 選別必要 ■2.6 ニューリーダー 2007年2月号 緊急提言 改正「教育基本法」に隠された大きな問題 現場の創意工夫を阻む教育の中央集権化 ■2.6 読売新聞 時代の証言者 経済政策 加藤寛[2] 「道路公団」こだった首相 ■2.11 読売新聞 どうする地方 歳出改革 「公」の担い手見直し進む 事業仕分け「要」「不要」厳しく評価 ■2.15 We Believe 2月号 The提言 構想日本 連載36 構想日本をこう使おう ■2.20 文化創造の21世紀ビジョン講演録 Part3「文化的価値の形成:その可能性」 ■2.20 神戸新聞 経済私評 政治資金 法改正で情報公開強化 ■2.21 高知新聞 経済私評 政治資金の公開強化を ■2.22 信濃毎日新聞 経済私評 政治資金支出 透明化を ■3.15 We Believe 3月号 The提言 構想日本 連載37 喜多豊 教育基本計画が「C」独自の取り組みに与える影響 ■3.23 神戸新聞 経済私評 2025年の国民生活 政府が描く将来像に疑問 ■3.30 中部経済新聞 経済私評 国の将来、政府の役割 ■4.14 日本経済新聞 成長を考える 第5部 人を生かす5 官僚再論 政府の競争力 民も支える ■4.15 朝日新聞 連絡帳 フォーラム「教育に『本当に必要なこと』」 ■4.15 We Believe 4月号 The提言 構想日本 連載38 西田陽光 行政事業の必要性を問う 「事業仕分け」を見直そう ■5.3 山陽新聞 地方の視点でこの国を読み解く 『教育改革』現場の創意工夫生かせ ■5.15 We Believe 5月号 The提言 構想日本 連載39 林大介(模擬選挙推進ネットワーク事務局長) 選挙イヤーだからこそ、未来の有権者に政治参加の機会を!



構想日本

JAPAN INITIATIVE

<http://www.kosonippon.org>

「選挙運動の仕方」、もう変え時です。

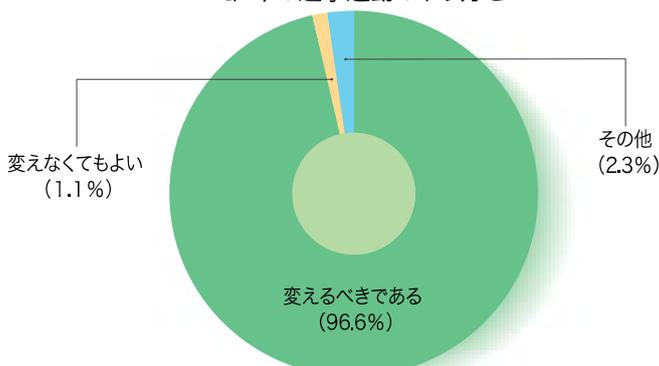
— 2007.7.29「参議院選挙」を前に —

皆さん、「選挙の7つ道具」と言われるものをご存知ですか？

立候補すると、右にあげた7つ道具が、選挙管理委員会から各候補者に渡されます。これら以外に、いわゆる「公選ハガキ」(市議会議員選挙の場合、立候補者一人につき2,000枚)など、公職選挙法が制定された1950年(昭和25年)から変わらないものがあります。公費負担という面からみると、選挙カー(レンタル代・燃料代・運転手代)は、一人当たり25万円。名古屋市の議会議員選挙を例にすると、選挙カー利用代とポスター作成代として、一人約100万円、計約1億円の公費が投入されたと聞きます。第一生命経済研究所の推計によると、今回の統一地方選挙で約769億円の公費(自治体の支出)が使われたとのこと。

[ワンクリックアンケートの結果]

Q:今の選挙運動のやり方を・・・



(構想日本のホームページにて、07年5月11日～31日に実施。総回答数は87件)

●「選挙の7つ道具」は、本当に必要？

1 選挙用自動車表示板

2 拡声器表示板

3 街頭演説用標旗

4 街頭演説用腕章

5 選挙事務所の標札

6 乗車用腕章

7 個人演説会用立札・看板の表示板

各候補者に選挙管理委員会から交付される「選挙の7つ道具」。費用は、公費負担。

60年前は、ハガキを使用したり、街中で大声で呼びかけることが選挙運動の主な手段だったかもしれません。しかし、今はインターネットが普及しています。メールやホームページを利用して選挙運動をできるようにすれば、投票率の低い若い人々にも広くアピールでき、また、使う税金の額も少なくなります。左図は、構想日本のホームページで行なったワンクリックアンケート(2007年5月11日～31日)の結果です。政治家は自分が選ばれた選挙のし方を自ら変えようとはしません。

選ぶ側から「選挙運動大改革」を始めませんか。

[政治とカネ] 徹底した情報公開と外部のチェックを

「政治資金規正法」が改正されましたが、これでは問題解決になりそうもありません。「政治とカネ」の問題は、2つに分けられます。政治資金の「入」と「出」です。これまでも度々くり返されてきたいわゆるヤミ献金などが「入」で、使途が不明瞭な事務所費の問題は「出」の例です。

これらの問題が後を絶たないのは、議員のモラルの問題だけでなく、政治資金を扱う「制度」に次のような大きい「抜け穴」があるからです。

- [A] 資金全体の把握がほぼ不可能。
- [B] 資金の本当の使い道がわからない。

このような問題が生じるのは、右記のようなしくみになっているからです。これらをふまえると、政治資金の問題を本気で根治しようとするならば、次の3つのことを行わないといけません。

- [a] 政党支部、資金管理団体、政治団体の「連結」収支化の義務づけ。
- [b] すべての支出についての領収書の添付、および、収支報告書の「コピー可」を明記。
- [c] 監査の義務づけ。

「政治とカネ」の基本は徹底した情報公開と外部チェックです。公務員や企業の不祥事をなじるばかりの政治家ですが、これが実現しない限りいつまでも日本の政治は二流、いやそれ以下に落ちる一方です。

[政治資金制度の問題点]

① 政治家の「財布」には3種類あります。「政党支部」「政治団体」「資金管理団体」(下図参照)です。しかも、政党支部と政治団体は複数つくることができます。また、相互間の資金の移動ができます。これらで受け入れ、使った政治資金は選挙管理委員会または総務省に報告することになっていますが、全体の「連結」義務がなく、選挙管理委員会分は事務局に行かなければ見られず、総務省分についてはインターネット上で公開しているものの、ともにコピーは不可。したがって、外部の者には全容の把握がほぼ不可能なのです。議員本人ですらわかっていないほどです。意図的に全容をつかめないようにしている、としか思えません。このしくみが迂回献金、ヤミ献金の背景になっています。

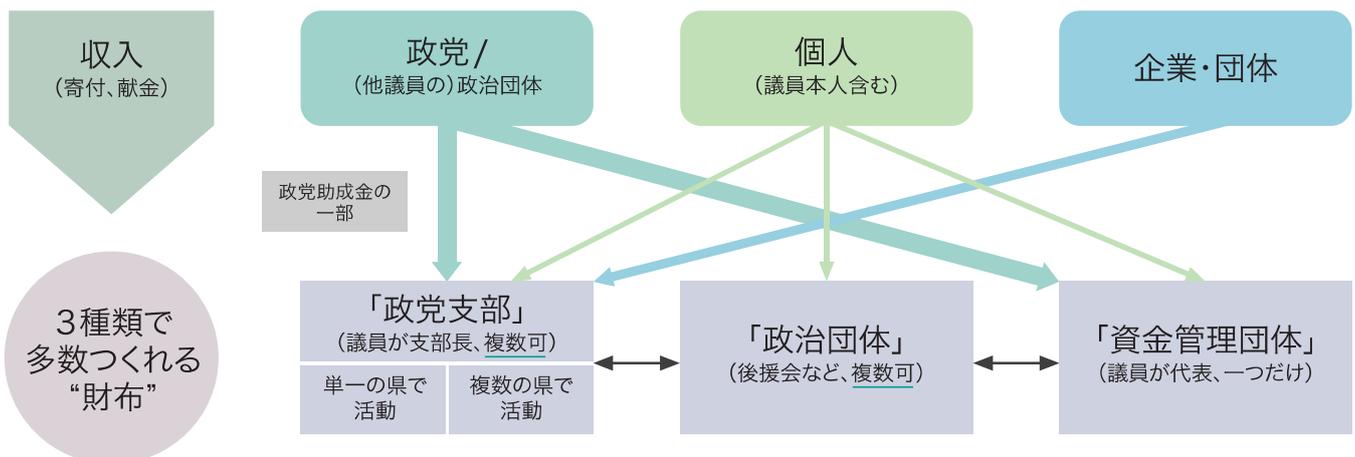
② 政治資金の支出は事務所費や光熱水費などの「経常経費」とそれ以外の「政治活動費」に分けられますが、報告書への記帳が大変大まかで、領収書の添付義務がない支出が多いのです。

今回の改正後も、1件当たり5万円以上の政治活動費と一部の経常経費を除いて、領収書の添付義務はありません。しかも、支出金額を5万円未満に小分けすれば、領収書はいらなくなり、実際にどう使われたかわかりません。「抜け穴」はほとんどふさがらないのです。

本来、すべての支出について、領収書が添付されるべきですが、そうっていない理由は、すべてを領収書添付にすると膨大な量になるからというものです。しかし、民間企業では当然のことが、パブリックな存在である政治家の活動費用について行なわれていないというのは大変おかしいことです。

③ これらの収支を報告する義務はありますが、その内容が適正なものかどうかの第三者の監査を受ける義務はありません。

政治資金の流れ



収支報告の入手方法は、有権者にとって極めて不親切

支出の明細をすべて明らかにしなくてもよい政治資金ですが、さらにそれを報告する先が2つに分かれており、有権者にとって極めて不親切です。

下図のとおり、報告先は「都道府県選挙管理委員会」と「総務省」に分かれていて、コピー不可。調べるには、

自分ですべての数字を書き写さなくてはなりません。その理由は、政治資金規正法の第20条の2第2項に「閲覧」という文言しか書かれていないから。しかも、選挙管理委員会にある報告書を閲覧するには直接見に行かなくてはなりません。

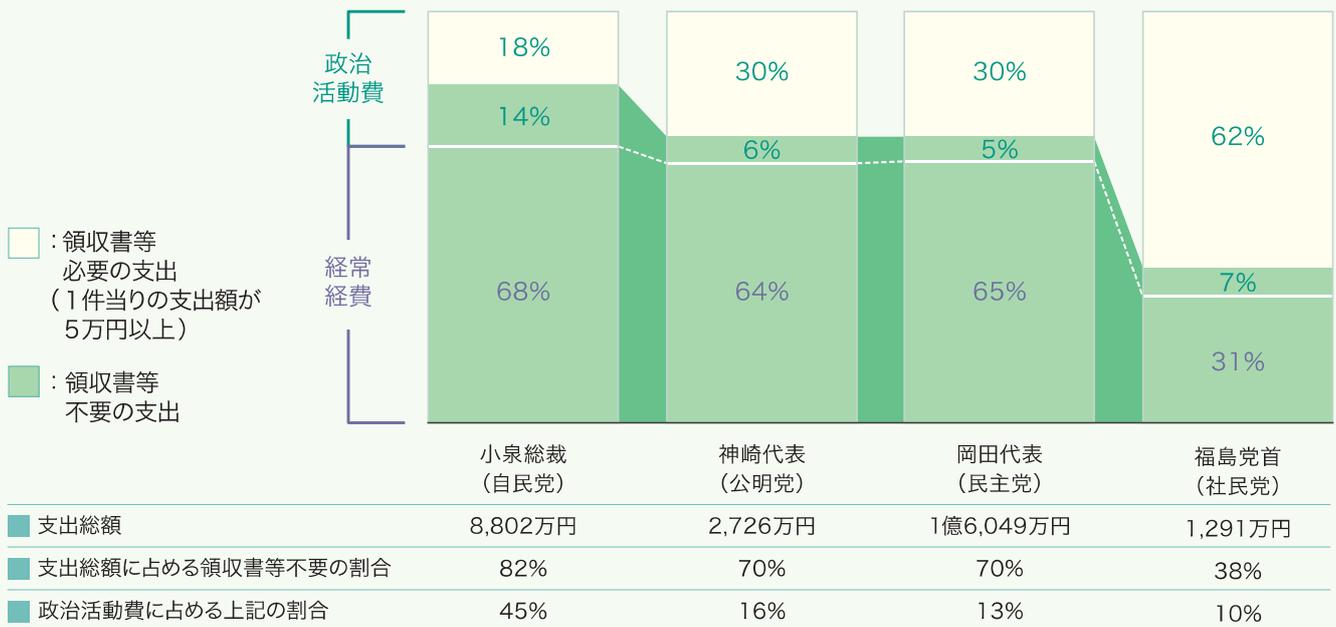
政治資金の収支報告の入手方法

| 各団体の報告先 | 都道府県選挙管理委員会 (地方分) | 総務省 (中央分) |
|------------------|--|--|
| 収支報告書(原本)を見たい時には | 直接、行かなければいけない。 さらに、 ■ コピー不可(書き写すだけ) ■ 保管期間は「3年」 | 同左 ■ インターネット上に公開しているが、印刷やダウンロードはできないように設定 (政治資金規正法では「複写」を認めていないから) |

※情報公開法に基づく請求ならばコピーは可能ですが、手数料とコピー代が必要で、入手までにおよそ1ヶ月を要します。

政治資金の大半が領収書なしの支出(例:2003年度各党首分)

(構想日本調べ)



政治資金規正法の今回改正の概要

[改正前]

| | 政党支部 | 政治団体 | 資金管理団体 |
|-------|-----------------------------------|------|--------|
| 経常経費 | 明細報告と領収書添付の義務なし | | |
| 政治活動費 | 1件当り5万円以上の支出については、明細報告と領収書添付の義務あり | | |

[改正後]

| | 政党支部 | 政治団体 | 資金管理団体 |
|-------|-----------------------------------|------|---|
| 経常経費 | 明細報告と領収書添付の義務なし | | 人件費以外の1件当り5万円以上の支出については、明細報告と領収書添付の義務あり |
| 政治活動費 | 1件当り5万円以上の支出については、明細報告と領収書添付の義務あり | | |

今回の法改正で、明細報告と領収書添付の義務に関し見直されたのは、資金管理団体の経常経費に関わる一部のみ(紫色部分)。なお、その他、資金管理団体による土地、建物の取得を禁止したが、これは資金管理の本質に関わることはない。

[第113回 12月20日] 切り拓く人たち

ゲスト：アニール・セルカン(NASA宇宙飛行士候補) 杵村 史朗(アート・ディレクション)
田中 陽子(『東京タワー』担当編集者/エンタクシー編集部 副編集長) 宮城 治男(NPO法人エディック代表理事)

★「私は『技術を違う分野に応用する』という夢をいつも持っている。だから、自分と全く違う専門の人と出会っても、宇宙開発に関わる仕事をする上での良い経験になっている。」(セルカン氏)

★「今は人をハッピーにするものが出せないかな、と常常感じており、社会を学べ、かつそのゲームを通じて知り合った人同士ができるだけ気持ちよく同じ空間に存在できることを目指し、ゲーム作りをしている。」(杵村氏)

★「有名な会社に入って安堵している先輩たちを見て、これだけ

自由や物質的な豊かさがある中で、自分の持っている可能性を限定してしまってもったいないと感じた。」(宮城氏)

★「今の読者は気になっても本が目の前にないとすぐに忘れてしまうので、書評と本が出るタイミングがずれると売り損じてしまう。しかし、広告ではなく書評というパブリシティとのタイミングをどう合わせるかは、非常に気に病んだ。」(田中氏)



[第114回 1月30日] 「型」から入ろう 美しい日本

ゲスト：榎戸 二幸(生田流箏曲) 対本 宗訓(僧医) 鶴澤 寛也(女流義太夫三味線弾き) 福原 洋音(福原流笛奏者)



★「『型は破らなければならない』といわれるが、型は自然に破れていくものだ。破ろうと思って破れる型はないが、そう思わなくてもきちんとしていれば、いつか型は自然と破れていく。しかし、独自の世界を作って終わりではなく、そこからまた一つずつ飛躍していかねばならず、完成というものはない。」(対本氏)

★「『型』というと、無になって師匠の型を叩き込むというのがペー

スになる。今は個性の時代などといわれ、最初から自由にするのが良しとされているが、私は『同じことをやっても溢れ出てしまうもの』が個性だと思っている。」(鶴澤氏)

★「洋楽をしている友人からは、礼儀作法や先生に対する敬意の表し方の違いについてびっくりされることが多い。」(榎戸氏)

★「私達の世界は実力も大事だが年功序列の部分もあり、稽古では先生や先輩が帰るのを見送ってから順番に帰るといった決まりがある。」(福原氏)

[第115回 2月28日] ホンモノの教育議論をしよう

ゲスト：寺脇 研(京都造形芸術大学教授/元文部科学省大臣官房審議官)
宮崎 稔(習志野市立鷺沼小学校校長) 矢田 龍生(『ザ・フィンランド・システム』著者)

★「今教育議論の中で一番気になっているのは、『どんな子供にしたいのか』『どうやって社会人として送り出すか』がほとんど議論されていないことだ。今、子供達における最も大きな問題は、人間力が欠けていることだ。なぜそうなったのかを30年の教員生活を振り返って考えると、ほとんどの教師が『引きこもり』であることが原因だと思う。」(宮崎氏)

★「日本の子供の学力の国際比較は全く意味がない。それよりも、日本の今の子供達に必要とされる学力がついているのかについてい

ないのかが問題だ。必要とされる学力が何なのかというと、『どんな社会になるのか』を踏まえた上で、その社会で生きていける人間に必要な学力だ。」(寺脇氏)

★「フィンランドでは、『学び続ける人間』を作る教育に成功した。フィンランドは国が破産しそうになったことが何度もある。そこから復活できたのは、みんなが学び続けるという態度を持っていたからだ。」(矢田氏)



[第116回 3月27日] 「いい」消費者が日本の農業を救う ～自給率1%の東京ができること

ゲスト：伊藤 志歩(野菜のセレクトショップ「やさい暮らし」代表) 甲斐 良治(社団法人農山漁村文化協会「現代農業増刊」編集主幹)
神澤 則生(NPO法人トージバ 理事) 嵯峨 生馬(アースデイマネー・アソシエーション代表理事)
コーディネーター：朝田 くに子(ローカル・ジャンクション21代表理事)



★「東京朝市(ファーマーズマーケット)をやるモチベーションは、単に物売りの場を作りたいとか流通のチャンネルを作りたいということではない。マーケットが入口になって、消費者の方が農業に関わって欲しいと思うからだ。」(嵯峨氏)

★「日本の大豆の自給率は5%ととても低い。休耕地を借りて、自分たちで種をまいてみようという活動『大豆レポリューション』を始めた。結構な人気で、色々な人が集まって非常に楽しい場ができている。」(神澤氏)

★「ハッピーな農法とは、農家が自分の信じた方法で育て、自分の

農法を理解してくれる人に売り、たまには買い手から『おいしかったよ』という声をもらえたり、実際に会ってみたりできることだ。」(伊藤氏)

★「最低限誰にでも農業の当事者になれる方法として、農作物を『買う』ことがある。たとえば、宮城県大崎市の『鳴子の米プロジェクト』では、農協、旅館や土産物屋さんなどと協力して、鳴子の米をブランドにしようと試みている。」(甲斐氏)

★「『いいモノ』は各地にあるが、『今の暮らし』の中で続かないものが多い。この2つを結びつけるという取り組みをしている。たとえば、歩留まりの悪いりんごを乾燥させ八等分にして販売しているが、非常に人気がある。」(朝田氏)